

『公務員年金制度』改革の歩み 70年

～恩給・共済年金の増額を目指して～

戦後の公務員年金制度の改革の経緯を表示する。

改革の主たるものは年金額の増額改定（いわゆるスライド制）であるが、その実施時期及び改定率等については、昭和 61 年 4 月 1 日を境にして前は、恩給法又は同法の増額改定に準じて（恩給在職期間に対する部分は当然、共済期間も同様）、同日以後は厚生年金保険法のスライド改定に準じて行われてきている。

大正 12 年 10 月 1 日：恩給法施行

昭和 21 年 2 月 1 日：軍人・（高級軍属）恩給の廃止制限 復活：昭 28,8,1

昭和 21 年 7 月：現職給与のベースアップにもかかわらず、恩給扶助料を従来の額に据え置く特例法施行（法律 36 号）

* 退公連の先人たち、恩給増額に向け動き始める。

		景気状況
昭和 23 年 2 月	・全国恩給増額期成同盟を結成 昭和 25.7.1「日本退職公務員連盟」と改称	な～底不況（池田勇人） 諸物価の値上げ続く 所得倍増計画
23 年 7 月	国家公務員共済組合法施行 退職給付等規定（年金制度）は、昭 24 年 10 月 1 日から適用 ○非現業官庁の雇用人 ○都道府県、公立学校及び警察、消防の職員のうち雇用人 [注] 官吏は恩給法、史員・教育職員等は恩給法準用又は条例適用	
23 年 10 月	戦後初めての恩給・扶助料の増額改定 現職給与ベース、3,700 円に近づけることを目途として。（12 倍～26 倍増） [注] 恩給・扶助料の増額は、仮定俸給（退職当時の俸給をその後の給与ベースにより見直した俸給額）を増額し、これを基礎俸給として再計算を行い改定される。 （共済年金も新制度施行昭. 61,4,1 の前日まで同じ。） * 議員提案による立法。退公連（前身）運動の一大成果。	特需景気（金へん・糸へん）
25 年 1 月	恩給の増額改定(6,300 円ベースにアップ)	
26 年 1 月 10 月	恩給の増額改定(7,900 円ベースにアップ) 恩給の増額改定(10,000 円ベースにアップ)	
28 年 1 月	昭和 23 年 6 月 30 日以前の退職死亡者の恩給扶助料額と同日後のものとの不均衡是正。（第 1 次） [注] 第 2 次は 31 年 10 月分から。第 5 次は 46 年 10 月分から。	神武景気始まる

10月	恩給の増額改定(12,000円ベースにアップ) [注] 軍人以外の一般文官・教育職員等で昭和27年10月31日以前の退職死亡者を対象。	日本の総人口一億突破 オリンピック景気 裾野拡大 いざなぎ景気終る
30年1月	市町村職員共済組合法施行	
31年7月	公共企業体職員等共済組合法施行 3公社職員の恩給制度を共済年金制度に移行。昭59,4,1に廃止、国共済制度へ。平9,4,1から当該共済年金は厚生年金制度に統合。	
33年10月	恩給の増額改定(15,000円ベースにアップ) [注] 65歳以上の軍人・文官等半額実施。昭35年7月から全額。	
34年1月	(新) 国家公務員共済組合法施行	
10月	国家公務員の恩給制度を共済年金制度に移行。	
37年10月	恩給の増額改定(一般20,000円ベースにアップ)	
12月	地方公務員等共済組合法施行 地方公務員の恩給・条例・(旧共済)制度を共済年金制度に移行。	
40年10月	共済年金額の改定(20,000円ベース年金額を20%アップ) [注] 恩給の増額改定に準じて改定したものである。 以下昭61,4,1日まで同じ。	
42年10月	「昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金額の改定等に関する法律」施行 [注] 内容は恩給額の改定に準じたものであり、国共済法関係も同じ。 以下、同法により60年度までの改定について記す。 年金額の改定(24,000円ベースの10%引上げ)(70歳以上、遺族年金の妻等は20%~28.5%引上げ)	
43年10月	年金額の改定(20%引上げ) 新法施行前の在職期間に係わる部分については、 65歳未満20%、65歳以上70歳未満28.5%、70歳以上35%引上げ。	
44年10月	年金額の改定(40年改定額24,000円ベースの44.8%増) 恩給の増額改定(40年改定額の一律44.8%増)〈恩給審議会方式〉 [注] 昭和44年から47年まで、指標(スライド率)は、恩給審議会の方式「消費者物価の上昇率に公務員給与の実質改善分の6割を上積みする」(との考え方)を採る。	
45年10月	年金額の改定(44年改定額の8.75%増)	

[恩給法の改正] 同改正に準じ、共済年金のうちの恩給部分が改善された。

〈1〉 勤続加給制度の改善 45.10月から最終改正 49.9月から

[注] 教育職員勤続17年以上1年につき、次の額を加給する。

(新制) 小中学校基礎俸給年額 1/150

高等学校 1/300

教育職員（公立学校）及び警察監獄職員についての勤続加給制度は、昭 29,3,31 日限り廃止。勤続の要件緩和等、既裁定の恩給及び公務員共済年金の額の改善につながる改正がなされた。

(1)教育職員から教育文官等に転じ引き続き教育職員になった場合、前後の在職を勤続と見なす。

(2)加給条件の緩和

①昭 48,10 月から戦後の学制改革に伴うもの

②昭 49,9 月から

○師範学校付属小学校教職員の勤続加給の改善(1/300→1/150)

○小学校教員から中等学校教員となった者等の勤続加給条件の緩和

○教育事務に従事した文官としての在職年に対する勤続加給

〈2〉準公務員（準教育職員等）の在職年月数通算の改善

従前、準教育職員（戦前の準訓導、教諭心得、戦後新学制の小・中学校の助教諭等）の在職年月数は 1/2 通算としていたのを、全期間通算に改めた。

〈3〉有資格の代用教員期間の通算の改善 54,10 月から

訓導……代用教員引き続き訓導

〈4〉老齢者加算制度の創設・改善 49,9 月から

最終改正 54,10 月から

(1)70 歳以上 80 歳未満の者

最短期間（文官等は 17 年）を超えるもののその超える年数 13 年に達するまでは、1 年につき、俸給年額の 2/300 14 年以上は、1/300

(2)80 歳以上の者、1 年につき 2/300

[最低保障額の新設(70 歳以上)] 45,10 月から

*退公連による前記〈1〉〈2〉、〈3〉及び〈4〉の改善要請・支援運動が奏功。

圧力団体か協力団体かとの批判を受けたという。

[注] 昭和 60 年改正で同加算部分は「激変緩和」ということで、従前額保障者のスライド停止から除かれた。

46年1月 10月	年金額の改定(46年1月分から 2.25%増) (46年10月分から更に 8.4%増)	狂乱物価 戦後最大の不況 第一次石油ショック
47年10月	年金額の改定(46年改定額の 10.1%増) [注] 恩給審議会方式 前々年の物価上昇率 (7.3%)+ {給与上昇率(12%)-物価上昇率(7.3%)} × 0.6	
48年10月	年金額の改定	

	(現職給与ベアと1年半遅れの給与スライド制) 45年以前退職者 23.4%増→(=11.7×10.5) 46年度退職者 10.5%増 別に46年度間での退職者の基礎俸給4号俸を限度として引上げ。	
49年9月	年金額の改定 基礎俸給を23.8%限度として引上げ→(=15.3%×積み残し最高7.5%) 〔注〕恩給→昭和48年度以降は、前年度における国家公務員の給与改善を基礎とする方法が定着し、同51年度からはその公務員給与改善傾向(上薄下厚)をもできるだけ取り入れる方式(段階別、定率プラス定額)が採用された。これに準じて共済年金も改定。	
50年8月	年金額の改定 50年8月から29.3%に引上げ 51年1月分から更に6.8%(積み残しの残り)を限度として引上げ	
51年7月	年金額の改定基礎俸給6段階の上薄下厚方式 652,000円未満のもの×11.5% ～ 3,328,571円以上のもの×1.000+292,000円	
〔年金額の改正〕昭52,4,1～昭61,4,1 〔注〕以後、改定時期は毎年4月に改められた。(恩給にならって)		
52年4月	年金額の改定(前年度俸給アップによる給与スライド制定着) 基礎俸給(仮定俸給年額又は仮定給料年額)×6.7%+2,300円	円安から反転して円高
53年度	年金額の改定 基礎俸給×7.0%+1,300円	
54年度	5段階(俸給年額4,754,285円以上のものは引上げない) 〈例〉1,725,000円未満のもの:×3.7%+2,000円 1,725,000円以上2,788,888円未満:×3.3%+8,900円 2,788,888円以上4,433,333円未満:×2.4%+34,900円 4,433,333円以上4,518,319円未満:×1.000+140,000円	
55年度	3段階(俸給年額13,506,562円以上のものは引上げない) 〈例〉4,035,294円未満のもの:×3.4%+3,200円	
56年度	3段階(俸給年額13,436,364円以上のものは引上げない) 〈例〉4,359,524円未満のもの:×4.2%+5,300円	戦後最長の不況終了
57年度	4段階(俸給年額13,533,847円以上のものは引上げない) 〈例〉1,280,000円以上4,622,223円未満:×4.5%+12,800円 恩給期間部分のみ、59年3月分から改定	

59年度	3段階 〈例〉1,200,000円以上 5,052,632円未満のもの×1.9%+2,400円	
60年度	3段階 〈例〉1,275,000円以上 5,216,130円未満のもの×3.1%+5,100円	
61年度	3段階 〈例〉1,200,000円以上 5,388,236円未満のもの×5.1%+2,400円	
<p>*昭59,2: [公的年金制度の一元化に関する閣議決定]</p> <p>*昭61,4,1:新年金制度施行</p> <p>(1)基礎年金の導入(一階部分)</p> <p>(2)給付の一元化の実施(二階部分) 共年金額の算式を厚生年金と同じくする。</p> <p>(3)済公務員年金にその特殊性を配慮して「職域年金部分」を設計</p> <p>*退公連は「公務の職域性尊重」を強く主張・要請。</p> <p>(4)共済年金額の裁定替え 従前額保障する。但しスライド停止。</p> <p>[注]新制度後は、恩給在職年に付されていた各種加算年制度、教育職員等の勤続加給制度は消え、実在職期間のみが基礎とされる。(公的年金制度改革:昭和61年4月1日を境にして、前を「旧共済法の年金」、以後は「新制度の年金」若しくは、「新共済法の年金」又は単に「老齢基礎年金、退職共済年金・老齢厚生年金、遺族共済年金・遺族厚生年金」という)</p> <p>*平9,4,1から旧3公企体共済を厚生年金に統合する。一元化の第一段階という。</p> <p>[年金額の改定] 新制度</p> <p>共済年金額は厚生年金保険法に準じて改定される。原則として(消費者)物価スラド制としている。さらにこれを、補完する意味から5年に1度、賃金(給料)の見直し、「標準報酬の再評価」という)を行い、この(平均)標準報酬を基礎として改定することとされている。</p> <p>共済年金額の改定は、通常、現在年金額に所定のスライド率を乗じて行う。</p>		
1年度	(上記の通り)前年度の年金額を約5.2%アップ(給与スライド)	円高不況 「マル優」制度廃止 消費税3%実施
62年度	年金額0.6%アップ(消費者物価上昇率による、いわゆる物価スライド)	
63年度	年金額0.1%アップ	
平成 元年度	再評価 定額部分の単価1,298円(旧2,491円)1,388円(旧2,603円)報酬比例部分の報酬の再評価昭60,10月から昭62,3月までの期間については、1.05以後の期間については漸減。 [注]旧制度の年金の基礎給料(1.00)は、1.05倍して改定し、平成元年4月分から支給。	
2年度	年金額2.3%アップ	

3年度	年金額 3.1%アップ	<p>ン連消滅宣言 一ドル戦後初の二〇〇円割れ</p> <p>大型不況深刻化 高齢率(一四%)</p> <p>景気回復緩慢 消費税五%に引き上げ</p> <p>高齢社会対策基本法成立 日銀ゼロ金利政策</p> <p>特殊出生率二二六 円高一ドル七五円台</p> <p>高齢化率二二%突破 リーマンショック アベノミクス開始</p> <p>出生数が初の百万人割れ</p>
4年度	年金額 3.3%アップ	
5年度	年金額 1.6%アップ	
6年度	<p>年金額 1.3%アップ(4月分から)</p> <p>10月から再評価定額部分の単価 1,388円(旧 2,603円) 1,625円(旧 3,047円)</p> <p>報酬比例部分の報酬の再評価</p> <p>昭 62,3,以前の基礎給料は 1.22倍、</p> <p>昭 62,4,から昭 63,3,までの基礎給料は 1.19倍</p> <p>以後の期間についても、率漸減。</p> <p>[注] 旧制度の年金の基礎給料は、1.22倍(=1.05×1.16)して改定。</p>	
7年度	年金額 0.7%アップ	
8年度	年金額据え置き	
9年度	年金額据え置き	
10年度	年金額 1.8%アップ	
11年度	年金額 0.6%アップ	
12年度	<p>年金額据え置き</p> <p>平成 11年の年平均の全国消費者物価指数が対前年比で 0.3%下落</p> <p>本来だと 0.3%引き下げるところ特例措置により据え置く。</p>	
13年度	<p>年金額据え置き</p> <p>平成 12年の年平均の全国消費者物価指数が、平成 10年のものと比べ</p> <p>1%下落したが特例措置により据え置く</p>	
14年度	<p>年金額据え置き</p> <p>平成 13年の年平均の全国消費者物価指数が、平成 10年のものと比べ</p> <p>1.7%下落したが特例措置により据え置く</p>	
15年度	マイナス 0.9%減額改定	
16年度	マイナス 0.3%減額改定	
17年度	改定なし	
18年度	0.3%減額改定	
19年度	<p>改定なし</p> <p>平成 18年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年比で 0.3%上昇</p> <p>一方、対前年度比の名目手取り賃金変動率が 0%であったため、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、対前年度比名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定する</p>	

20 年度	年金額据え置き	
21 年度	年金額据え置き 物価変動率 1.4%、名目手取り賃金変動率 0.9%で年金額は名目手取り賃金変動率の 0.9%で改定されるところであるが、物価スライド特例水準の年金額が本来水準の年金額を上回るため、前年度と同額となる。	
22 年度	年金額据え置き	
23 年度	年金額マイナス 0.4%減額	
24 年度	年金額マイナス 0.3%減額	
25 年度	年金額マイナス 1%減額 4 月から 9 月まで平成 24 年度と同額、10 月分以降は特例水準を段階的に解消するためマイナス 1%減額	
26 年度	年金額はマイナス 0.7%減額 名目手取り賃金変動率は 0.3%であったが、特例水準解消のためのマイナス 1%があるためマイナス 0.7%減額となる。	
27 年度	年金額は 0.9%アップ 名目手取り賃金変動率 2.3%であったが、特例水準の解消マイナス 0.5%とマクロ経済スライド調整率マイナス 0.9%を調整する。	
28 年度	年金額据え置き 物価変動率 0.8%、名目手取り賃金変動率マイナス 0.2%のため据え置き。マクロ経済スライド調整率は 0.7%に改善。	TPPI が発行 働き方改革関連法案成立 新型コロナウイルスパンデミック 消費税 10%引き上げ 五Gサービス開始 東京オリンピックパラリンピック
29 年度	年金額マイナス 0.1%減額 マクロ経済スライド調整率は 0.5%に改善。	
30 年度	年金額据え置き 名目手取り賃金変動率がマイナス (▲0.4%) で物価変動率がプラス (0.5%) となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされます (マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は繰り越されることとなります)	
令和元年度	年金額プラス 0.1%	
令和2年度	年金額プラス 0.2%	
令和3年度	年金額マイナス 0.1% 名目手取り賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。なお、マクロ経済スライドの未調整分 (▲0.1%) は翌年度以降に繰り越されます。	

年金平均月額累計アップ率(昭和62年～令和3年)



